

ご利用申請の前に必ずお読みください。

施設利用規約

(利用目的)

1. 多目的スペースは、研修、セミナー、各種発表会等の目的で利用できます。
利用者は、事前に電話等で利用日時の確認の上、利用目的や内容を利用申請書に記入して、FAXするかお持ちください。

(利用日時間等)

1. 利用可能日は平日のみの午前9時から午後4時までとなります。年末年始を含む土日祝日については、原則利用できません（板倉家資料展示期間も含む）。
2. 利用時間には準備や後片付けを含みます。お申込み時間内の利用を厳守していただき、退出時間がきましたら速やかに退出してください。
3. やむをえない事由により利用を中止する場合は、2日前までにご連絡ください。来場者、受講者等への対応は、利用担当者が責任をもって行ってください。

(利用料金等)

1. 利用料金は当日利用開始前に、現金支払いにてお願いします。利用許可書兼領収書を発行いたします。

(禁止行為)

1. 本会館は全面禁煙となります。
2. 画鋸・糊・セロテープ等による貼紙等の禁止、他。

(会場利用制限)

1. 利用者は、第三者に会場の利用権の全部または一部の譲渡・転貸することはできません。判明した場合は、今後一切、多目的スペースの利用を許可いたしません。
2. 利用申込決定後または、利用中においても、次の場合には利用の取消し、または利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当会館は一切の責任を負いません。また未経過分の利用料の返還は行いません。
 - ① 申請書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。
 - ② 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
 - ③ 集団的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
 - ④ 危険物持込、人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失した場合。
 - ⑤ 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
 - ⑥ 来場者・受講者数が施設の許容範囲を超え、利用が無理と判断した場合。
 - ⑦ 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
 - ⑧ 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘などの目的利用の場合。
 - ⑨ 商品等の販売する目的利用の場合。
 - ⑩ 注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。

(免責及び損害賠償)

1. 利用中の展示物及び利用者・来場者・受講者等が持込まれた物（貴重品を含む）等の

盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。

2. 天変地異、関係機関からの指導、その他当会館の責に帰さない事由により、利用が中止されたときの損害については、一切の責任を負いません。
3. 建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損、紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求いたします。
4. 利用者が本規約に違反したことにより当会館が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求いたします。
5. 本会館の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当会館は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。

(安全管理)

1. 利用中は利用者の責任の下、防災、防犯等の安全管理を行ってください。
2. 利用者は来場者等の安全の為、非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等を予め熟知してください。
3. 会場の保全管理の必要があると判断した場合、立入ることがあります。また防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。
4. 危険物の持込みは、禁止します。

(荷物の搬入出及び預りについて)

1. 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損については、一切関知しません。
2. 貴重品、精密機器、生鮮食料品については、荷物の事前搬入及び利用中のお預りはできません。

(利用後の原状回復)

1. 会場内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損、紛失、汚損させた場合、原状回復の為の費用を実費請求いたします。
2. 利用終了にあたり、発生したゴミ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

(遺失物の扱い)

1. 施設内での遺失物は、利用日から1か月間保管いたします。

(規約の変更)

1. 規約の変更は予告なく変更することがあります。利用申請の際は、必ずご確認をお願いします。

規約作成日 2018年4月1日